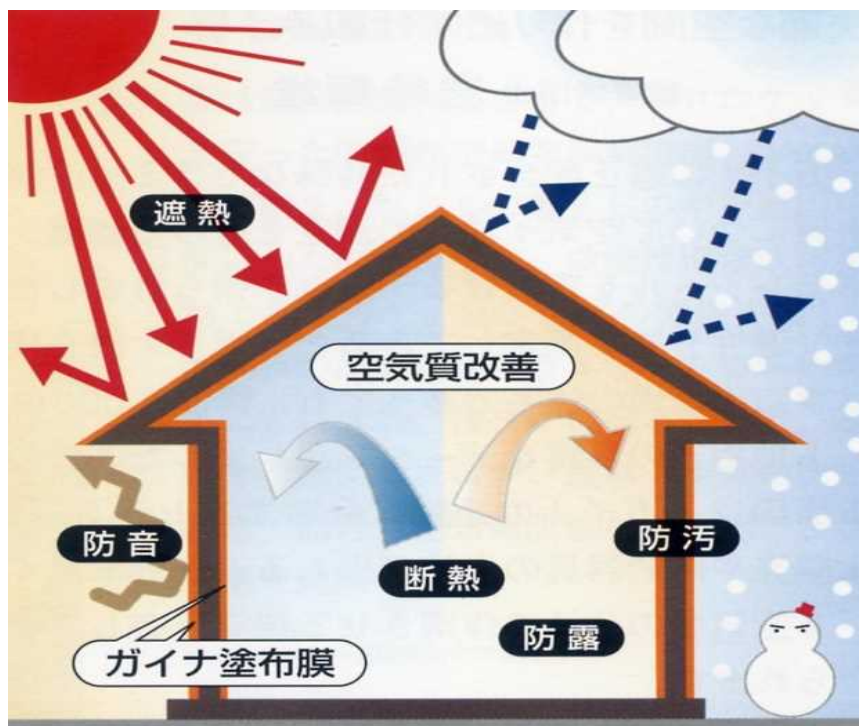


# エコアクション21

## 環境活動レポート



レポートの対象期間：平成28年7月1日～平成29年6月30日

発行日：平成29年9月1日 第3版

有限会社 竹下塗装

# 目 次

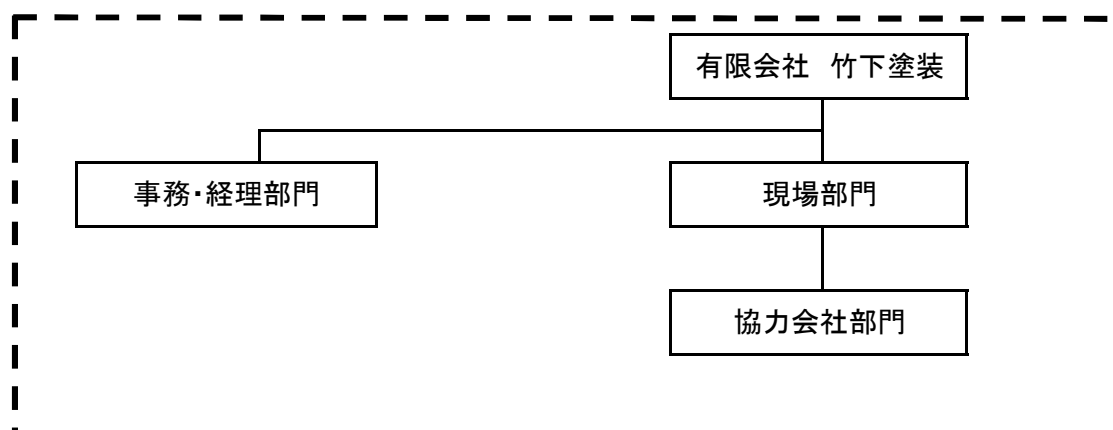
1	組織の概要	..... P1
2	実施体制	..... P2
3	環境方針	..... P3
4	環境目標	..... P4
5	環境活動計画	..... P5
6	環境目標実績	..... P6
7	環境活動計画の取り組み結果とその評価、次年度の 取り組み内容①	..... P7
8	環境活動計画の取り組み結果とその評価、次年度の 取り組み内容②	..... P8
9	当社の取り組み	..... P9
10	環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果	..... P10
11	代表者による全体評価と見直し結果①	..... P11
12	代表者による全体評価と見直し結果②	..... P12

## 組織の概要

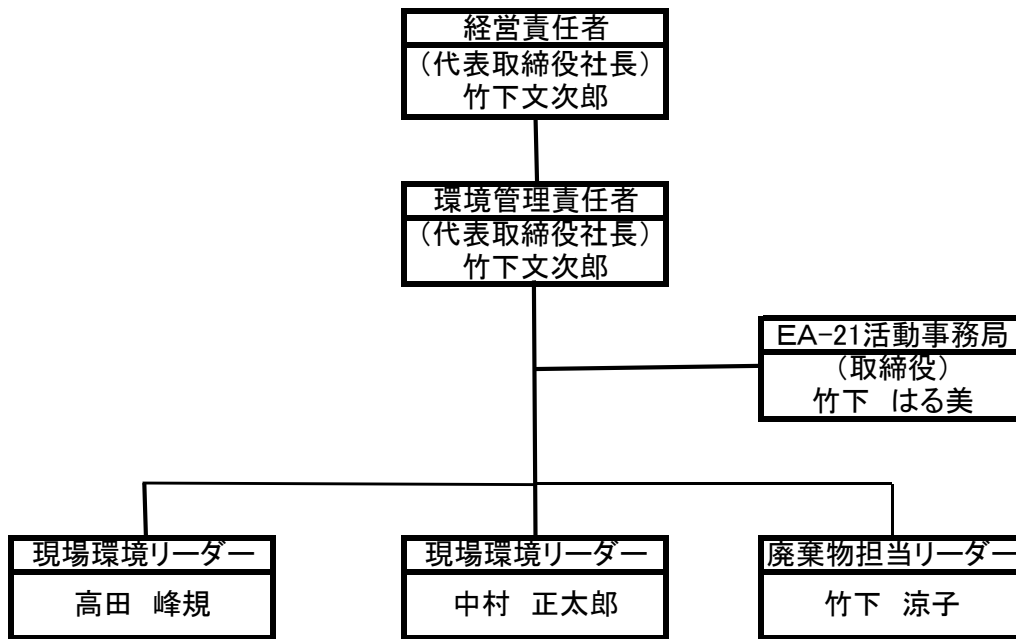
- 1) 事業者名 有限会社 竹下塗装
- 2) 代表者氏名 竹下 文次郎
- 3) 所在地 静岡県浜松市南区若林町952
- 4) 事業活動 建築塗装・断熱塗装・結露防止工事
- 5) 従業員数(常駐含む) 8名
- 6) 環境管理責任者 深澤 任  
活動事務局 竹下 はる美
- 7) 連絡先 TEL .053-448-2218  
FAX 053-448-2038  
E-mail takeshita-tosou@forest.ocn.ne.jp
- 8) 建設業許可 静岡県知事許可(般-22)第31245号
- 9) 事業の規模  
① 設立(現在地) 1978年7月

活動規模	単位	2016(H28)	2015(H27)	2014(H26)	2013(H25)	2012(H24)	2011(H23)
売上高	百万円		195	202	210	189	201
従業員(常駐含む)	人	7	7	7	8	7	7
事務所床面積	m <sup>2</sup>	26	26	26	26	26	26
倉庫床面積	m <sup>2</sup>	69.7	69.7	69.7	69.7	69.7	69.7

- 10) 事業年度 7月1日～6月30日
- 11) 認証・登録の活動範囲  
活動: 全事業活動  
対象組織:【全組織】 会社(事務・経理部門・現場部門)



# 実施体制



## <環境管理組織における機能>

### 経営責任者

- ①環境経営全般に対する責任と権限
- ②環境方針の作成と社員への周知
- ③全体の評価と見直し
- ④実施全体の構築

### 環境管理責任者

- ①環境経営活動の推進
- ②環境目標及び環境計画の作成
- ③環境経営推進会議の実施
- ④経営者への進捗報告

### EA-21活動事務局

- ①各部門データのまとめ
- ②活動計画の予実績管理
- ③環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- ④環境管理責任者補佐
- ⑤法規制最新版管理
- ⑥文書・記録の管理

### 各部門

- ①環境計画の実施
- ②月別部門データの集計
- ③問題点の把握と是正の実施
- ④推進会議の出席
- ⑤従業員教育

### 全従業員・協力会社

- ①環境活動の推進

# 環境方針

## 有限会社 竹下塗装

### 環境方針

#### 基本理念

当社は、塗装工事を営む事業所として節電・省エネ塗料を主力とし、常に環境保全を意識し、環境経営を進めることにより、企業として社会的責任を果たし、地域エコ協議会会員として周囲の環境を維持し、環境問題の解決に自主的・積極的に参加し、環境汚染の防止に努めます。

#### 基本方針

1. 環境に配慮した塗料(水性塗料)の使用に努める。
2. 事務用品及び備品のグリーン購入の推進。
3. 化学物質の適正管理に努める。
4. 節電、省エネルギーを推進し、電力・化石燃料から排出される二酸化炭素排出を削減する。
5. 節水に努める。
6. 廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物のリサイクル率向上に努める。
7. 環境関連法規を遵守する。

全社員・外注業者に対し環境に関する教育を行い、環境保全の意識を高めます。



平成26年12月1日制定  
平成27年7月1日改正

有限会社 竹下塗装  
代表取締役社長  
竹下 文次郎

# 環境目標

## 短期・中期環境目標

項目	単位	基準年度 (25年度)	28年度	29年度	30年度	31年度
		25/7~26/6	28/7~29/6	29/7~30/6	29/7~30/6	30/7~31/6
		実績	目標	目標	目標	目標
1 環境配慮			環境に配慮した塗料の使用に努める			
2 グリーン購入			事務用品や資材のグリーン購入に努める			
3 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	8,224	△2%	△3%	△3%	△3%
	kg-CO <sub>2</sub> /百万円	39.16				
4 水使用量	m <sup>3</sup>	54.6	△2%	△3%	△3%	△3%
5 産業廃棄物排出量の削減	kg	7,000	△4%	△6%	△6%	△6%
	kg/百万円	33.3				
6 電力使用量の削減	kwh	2,357	△2%	△3%	△3%	△3%
7 ガソリン使用量の削減	ℓ	3,068	△1%	△1%	△1%	△1%
	km/ℓ		把握する	把握する	把握する	把握する
8 一般廃棄物排出量の削減			発生量が少ないため、啓発活動とする。			
9 化学物質の適正管理			適正管理に努める			

### <備考>

1. 二酸化炭素排出係数は、環境省が好評している電気事業者別排出係数の2012年度の中部電力㈱の値である0.516(kg-CO<sub>2</sub>/kwh)を使用
2. 売上高7: H25年度→210百万円、H28年度→ 236百万円





# 環境目標の実績

取組期間：平成28年7月1日～平成29年6月30日

項目	単位	平成25年度	平成28年度			
		25/7～26/6	28/7～29/6			
		基準	削減率等	目標値	実績値等	評価
1 環境配慮工事			環境に配慮した塗料の使用に努める		実施	○
2 グリーン購入の推進			事務用品や資材のグリーン購入に努める		実施	○
3 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	8,224	△ 2%	8,060	10,076	×
	kg-CO <sub>2</sub> /百万円	39.2			42.7	×
4 水使用量の削減	m <sup>3</sup>	54.6	△ 2%	53.5	38.8	○
5 産業廃棄物の削減	kg	7,000	△ 4%	6,720	4,160	○
	kg/百万円	33.3			17.6	○
6 電力使用量の削減	kwh	2,357	△ 2%	2,310	1,835	○
7 ガソリン使用量の削減	ℓ	3,068	△ 1%	3,037	3,932	×
	km/ℓ			把握する	10.5	○
8 一般廃棄物			発生量が少ないため、啓発活動とする。		実施	○
9 化学物質の適正管理			適正管理に努める		実施	○

<備考>

1. 評価：○印→達成、×→未達成、△→ほぼ達成
2. 売上高7：H25年度→210百万円、H28年度→ 236 百万円





## 環境活動計画の評価・次年度の取り組み内容 ①

目的	区分	項目	活動項目	責任者	評価	今後(次年度)の取組み	
						内容	内容
二酸化炭素 排出量の削減	ガソリン 軽油	社用車 作業車 リース車	① unnecessaryアイドリングの禁止	事務局 リーダー	○	習慣化	
			② unnecessary積み荷を降ろし軽くする		○	習慣化	
			③ 急発進・急加速の禁止		○	習慣化	
			④ 車両のエアコンを控えめに(夏)		○	継続	
			⑤ タイヤ空気圧のチェック		○	毎朝点検	
			⑥ 現場移動・調査は効率的なコース		△	移動コース再確認	電話連絡での検討
	購入電力	照明	① 不要な照明の消灯	事務局	○	習慣化	
			② 人感センサーの導入(車庫前)		○	設置済	
			③ LEDの導入		×	検討	レンタルの検討
		空調	① 温度設定 夏28℃・冬20℃に設定	事務局	○	継続	
			② クールビズ・ウォームビズ		○	継続	
			③ フィルターの定期清掃		○	継続	
			④ 使用してない部屋の空調停止		○	習慣化	
			⑤ 扇風機の併用		○	継続	
		塗装機器	① 作業中以外エンジン停止	リーダー	○	習慣化	
			② 始業前点検		○	習慣化	
		充電工具	① 過充電に注意	リーダー	○	継続	
		その他	① 電気機器の待機電力の削減	リーダー	○	継続	

<備考>

1. 評価: ○印→達成、×→未実施、△→検討中

## 環境活動計画の評価・次年度の取り組み内容 ②

目的	区分	項目	活動項目	責任者	評価	今後(次年度)の取組み	
						内容	内容
廃棄物排出量の削減	事務所		①コピー用紙の両面使用	事務局リーダー	○	習慣化	
			②集約化購買		○	継続	
			③FAXのPDF化		○	継続	
			④廃棄物の分別とリサイクル		○	習慣化	
			⑤封筒の再利用		○	継続	名刺・封筒の再生紙化
			⑥使用済切手の収集		○	習慣化	
			⑦コピー機等のトナー回収リサイクル		○	継続	
	現場		①包装品(段ボール)のリサイクル	事務局リーダー	○	習慣化	
			② " (発泡スチロール)の再利用		△	再利用が難しい	
			③瓶・缶等の分別リサイクル		○	習慣化	
			④弁当は手製・給食の推進		○	継続	
			⑤養生シートの再利用		△	塗料付着の為、作業性に問題アリ	
⑥ポリ製内容器の再利用			○		継続		
環境配慮工事	現場		①水性塗料への提案	事務局リーダー	○	継続	
			②断熱塗装の提案		○	継続	
			③有機溶剤の利用削減と保管状況確認		○	継続	
節水排水量削減	事務所		①節水に心がける	事務局	○	習慣化	
			②漏水のチェック		○	継続	
			③節水コマの取付け		○	継続	予算化
	現場		①高圧水洗浄時・節水フロート使用徹底	リーダー	○	継続	
②節水に心がける			○		継続		
グリーン購入の推進	事務所		①「コピー紙の再生紙使用	リーダー	○	継続	
			②エコマーク商品の優先的購入		○	継続	
	現場	①塗装工具などの再利用	△		溶剤の場合、廃シンナーが増える		
		②ビニールシートから布シートへの変更	△		予算に応じて		
化学物質の適正管理	事務所 現場		①化学物質を適正に保管し、使用時においても漏洩しないように努める	事務局リーダー	○	継続	
地域貢献			①浜松エコハウス協議会会員活動	責任者	○	市民団体「川づくり21」20名で年間3回清掃奉仕活動実施	

<備考>

1. 評価: ○印→達成、×→未実施、△→検討中

## 当社の取り組み

LED蛍光灯設置



節水器具



洗面所節水器具取付け



## ゴミの分別

産業廃棄物保管施設	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック
管理者名称	静岡県浜松市南区若林町952 有限会社 竹下塗装 代表取締役 竹下次郎
連絡先	TEL053-448-2218
最大保管高さ	1.8m



## 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果

### 1. 環境関連法規等の遵守状況

当社が法的義務を受ける環境関連法規の遵守状況は、下記チェックリストで確認した結果、違反はありませんでした。

確認日：平成 29年9月1日

確認者：環境管理責任者（代表取締役社長）竹下文次郎

法令等の名称		該当する条項等	適用される要求事項	遵守状況	
有限会社竹下塗装として遵守する法律等	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第12条第2項	・ 生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管	遵守
			第12条第5項	・ 産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託	
			第12条第7項	・ 事業者の産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認（産業廃棄物の処理を委託する場合）	
			第12条の3第1項	・ 事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付	
			第12条の3第2項	・ 管理票交付者のマニフェストの保管（A票、5年間）	
			第12条の3第6項	・ 管理票交付者のマニフェストの写し（B1票）等の保管	
			第12条の3第7項	・ 管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況等の報告	
			第15条	・ 廃棄物置き場保管基準の遵守（表示、衛生管理等） 表示：60cm角以上、種類、氏名・連絡先	
	2	下水道法	第11条の2	・ 使用の開始等の届出	遵守
			第12条	・ 除害施設の設置等	
	3	悪臭防止法	第4条1項	・ 悪臭の規制	遵守
			第7条	・ 規制基準の遵守義務	
	4	消防法	第11条	・ 少量危険物の貯蔵（第四石油類） ・ 6.000ℓの1/5以下	遵守
	5	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	第5条	・ 指定製品及び特定製品の管理者の責務（フロン類の管理の適正化等）	遵守
			第37条	・ 第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等（フロン類の充てんの第1種フロン類充てん回収業者への委託）	
			第41条	・ 第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務（第1種フロン類充てん回収業者にフロン類を引き渡し）	
			第43条	・ 第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等（第1種特定製品廃棄等実施者の第1種フロン類充てん回収業者への書面の交付）	
			第86条	・ フロン類の放出の禁止（何人も、みだりにフロン類を大気中へ放出することを禁止）	
	6	静岡県産業廃棄物の適正処理に関する条例	第8条	・ 事業者の産業廃棄物管理責任者の設置	遵守
			第10条	・ 事業者の産業廃棄物の実地の確認等	
7	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	・ 事業者の責務	遵守	
		第10条	・ 産業廃棄物の実地の確認等		
		第11条	・ 産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等		
		第18条	・ 産業廃棄物処理状況の報告（毎年6月末迄）		
8	浜松市下水道条例	第9条	・ 下水道排水設備使用開始の届出	遵守	
		第11条の2	・ 除害施設の設置：下水の排除基準の順守		
事業所全般として遵守する法律等	9	環境基本法	第8条	事業者の責務（ばい煙・汚水・廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置の実施、製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減等）	遵守
	10	循環型社会形成推進基本法	第11条	事業者の責務（廃棄物なることの抑制） ・ 3Rへの努力（廃棄物等の内、有用な物の循環的な利用を促進）	遵守
	11	資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	第4条	・ パソコンのリサイクル化 ・ 指定OA機器の適正処分（パソコン等の機器）	遵守
	12	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）	第4条	・ 事業者の責務（分別排出の協力） ・ 容器包装入り製品の販売	遵守
	13	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	第6条	自動車再資源化料金の再資源化等 ・ 預貯金としての資金管理法入への預託 ・ 廃棄時、有料（リサイクル券）にて適切な引渡し（TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄）	遵守
	14	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	第5条	・ 事業者の責務 ・ 事務用品のグリーン購入の推進	遵守
	15	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	第5条	・ 自動車の所有者の責務 ・ 自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務	遵守
			第73条	・ 使用済自動車のリサイクル（使用済自動車の引き取り業者への引き渡し） ・ 廃棄時有料にて適切な引渡し	
	16	地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）	第5条	・ 事業者の責務（温室効果ガス排出の抑制に努める） ・ 温室効果ガス抑制措置自治体施策へ協力	遵守
	17	静岡県環境基本条例	第6条	・ 事業者の責務 ・ 環境への負荷への低減公害防止、自然環境保全に必要な措置を取る	遵守
18	浜松市環境基本条例	第6条	・ 事業者の責務 ・ 公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置の実施	遵守	

### 2. 違反、訴訟等の有無

過去3年間にわたり、関係機関からの違反指摘及び訴訟もありませんでした。また、地域住民からの苦情等もありませんでした。

# 代表者による全体の評価と見直し①

作成 平成29年7月1日

1・見直し関連情報	項目		確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)	
	1	エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/>	記録・文書として作成
	2	環境目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/>	車両老朽化で、ガソリン消費量増加
	3	環境活動計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	車両更新の検討
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>	記録・文書として作成
	5	外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/>	問題ありません
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙にて報告
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙にて報告
8	その他( )	<input type="checkbox"/>		

2・代表者による全体評価・見直し指示	<p>エコアクション21を取り組み始めて4年目に入り、従業員一人一人の環境保全意識は着実に向上しています。</p> <p>平成28年7月1日～平成29年6月30日の取組結果においては、ガソリン消費量において、目標値を達成することが出来ませんでした。ガソリン消費量については、車両老朽化によるものと考えられることから、更新を図ることを考えています。</p> <p>いずれにいたしましても、今後につきましても、社員に誇り高く活動してもらうため「エコアクション21」の更なる普及、PRをして参りたいと考えています。</p>		
	平成29年9月1日		有限会社 竹下塗装 代表取締役 竹下 文次郎
	見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境方針	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	2 環境目標	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	燃費の良い車両に買い替え再検討
	3 環境活動計画	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	4 環境に関する組織	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	5 その他のシステム要素	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
6 その他(外部への対応)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		

## 代表者による全体の評価と見直し②

### 見直し関連情報 7

- ① 催事 : ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2017
  - 日時 : 2017年 7月19日(水)~20日(木)
  - 場所 : アクトシティ浜松
  - 展示品: 断熱セラミック「ガイナ」・消臭抗菌塗料「Re☆CLEAN」
  - 対象者: 民間企業・商社・医療関係・他
- ② 催事: 浜名チャレンジマッチングフェア
  - 日時 : 2017年12月07日(木)
  - 場所 : 浜名湖ロイヤルホテル
  - 展示品: 断熱セラミック「ガイナ」・消臭抗菌塗料「Re☆CLEAN」
  - 対象者: 民間企業・商社・医療関係・他